

2019年9月10日

宮城県議会議長 相沢光哉 殿

女川原子力発電所UPZ圏内の保育所、幼稚園、学校等への安定ヨウ素剤備蓄を

早急に行う事を求める

陳情書

1. 陳情の要旨

原子力規制庁は、平成 25 年 7 月原子力災害対策指針に示された安定ヨウ素剤に関わる運用についての具体的方策を示すため「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（以下「解説書」という）を取りまとめました。その後 5 回の修正を行い、WHO ガイドライン 2017 年版に示された内容を踏まえ、令和元年 7 月 3 日に全部改定を行いました。

今回の全部改定では、「服用を優先すべき対象者を、妊婦・授乳婦・及び未成年者（乳幼児を含む）である」としています。その理由として、「年齢が低いほど放射性ヨウ素による内部被ばくの健康影響として甲状腺がん発症のリスクが高くなる」と明記されています。

また、安定ヨウ素剤が必要な者に確実に配布するには、事前配布に加え緊急時に速やかに配布できるよう「備蓄場所に配慮する必要がある」とも示しています。

女川原発 UPZ 圏内の保育所・幼稚園・学校等における備蓄は、以前の解説書にも示されています。しかし、当協会の調査によれば、宮城県では現在に至るまで、一件も実施されておられません。

今回の解説書の全部改定を機に、一刻も早く解説書の内容に沿った安定ヨウ素剤の備蓄を行うよう陳情致します。

2. 陳情の理由

昨年に当協会は、原子力規制庁が示す「安定ヨウ素剤の配布服用に当たって」の解説書に基づき、女川原発 UPZ 圏内の保育所・幼稚園・学校での安定ヨウ素剤備蓄に関する状況を調査致しました。その結果、責任主体の県からは「安定ヨウ素剤は学校には備蓄していない」との回答を得ました。そこで私たちは、宮城県知事、宮城県議会議長、女川原発 UPZ 圏内自治体首長、原子力規制委員会委員長あてに、改善を求める要望書を提出いたしました。

この要望書に関しては、宮城県、及び女川原発 UPZ 圏内自治体より、いずれも「保育所・幼稚園・学校への備蓄は行っていない」との回答を得ました。また、宮城県、石巻市、女川町、登米市、東松島市より『「現在、原子力規制庁が設置した「安定ヨウ素剤の服用に関する検討チーム」において配布方法の見直しが進められており、その検討状況を注視しながら配布方法等を検討してまいります」との回答を得ました。

この度、その検討チームの議論を経て全面改定された解説書が発行されたわけですが、その中にも改定前と同様に備蓄の必要性が明記されています。

全面改定された解説書にある「UPZ に対する備蓄場所」の項目には、以下のように記載されています（解説書 10 ページより引用）（私たちが特に強調したい箇所に、下線を付けています）。

・保育所、幼稚園等：

P A Z 内において、乳幼児は施設敷地緊急事態で優先的に避難する対象者に該当するが、避難できない場合に備え、P A Z 内の保育所、幼稚園等は、3歳未満の乳幼児を対象にゼリー剤を、3歳以上の幼児を対象に丸剤を備蓄しておく必要がある。また職員のための安定ヨウ素剤の備蓄も必要である

P A Z 外の（U P Z 圏内の）保育所・幼稚園においては、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの健康影響の大きい園児等が存在することや、一般的に保育所、幼稚園等は、学校と比較すると小規模の場合が多いものの、園庭等が避難の際の集合場所等に活用できる可能性があることから、丸剤及びゼリー剤の備蓄の必要性が高い。また、周辺住民等への配布分についても備蓄することが望ましい。

・学校等：

P A Z 内の学校（小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学等）は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの健康影響の大きい児童、生徒、学生等が存在することから、全面緊急事態に至った場合に児童、生徒、学生等が安定ヨウ素剤を服用した上で速やかに避難することが出来るよう安定ヨウ素剤を備蓄しておく必要がある。また職員のための安定ヨウ素剤の備蓄も必要である。

一方P A Z 外（U P Z 圏内の）の学校は、放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの健康影響の大きい児童、生徒、学生等が存在することや、校舎や体育館等があり多数の住民を収容できる場合が多いため、避難の際の集合場所等になる可能性が高く、児童等や職員のみならず、周辺住民等への配布分についても備蓄することが望ましい。

以上が原子力規制庁が示した内容です。

宮城県においては、上記の対象施設において安定ヨウ素剤の備蓄は1件もないと思われま
す。平成25年に作成され、修正を加えてきた解説書にも同内容の文言が示されています
ので、早急な改善が必要です。

私たち医師・歯科医師は、国民の命と健康を守る使命と責務があります。WHOガイド
ライン2017年版に沿って検討された解説書が示されたことを機に、解説書に則った安
定ヨウ素剤の備蓄を県として当該自治体と連携し、早急且つ確実に実施し、女川原発が存
在する限り、恒常的に維持・継続することを強く求めます。

以上のとおり陳情いたします。

参考資料：「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」原子力規制庁放射線防護企画課
令和元年7月3日全部改正

陳情者

〒住所 仙台市青葉区本町 2-1-29 仙台北町ホンマビル 4F

団体名 宮城県保険医協会

代表者 理事長 井上博之

電話番号 022-265-1667